

議案の訂正について

令和七年三重県議会定例会議案（追加提案）

議案第四十九号 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する
条例案

（一）十七ページ（常任委員会説明資料 十八ページ）

【訂正前】

改正後	改正前
<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>

【訂正後】

改正後	改正前
<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>	<p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二（略）</p>

【訂正前】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者には、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者には、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。

【訂正後】

第二十七条のうち三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第四十三条の改正規定中

- 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 一 第十五条第五項、第十七条又は第二十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

を

- 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 一 第十五条第五項、第十五条の二第四項、第十七条又は第二十四条第一項（第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

に改める。